

物流総合保険



物流リスクはこれ1つで安心です!

物流総合保険では、貴社が所有する原材料・部品・ 各種オプションも

物流リスクをオール・リスクで 包括的に補償

輸送中・保管中・加工中などのリスクを1年間包括的に補償するため、付保漏れの心配がなく、契約管理の手間もかかりません。火災・爆発・風災・水災・破損・盗難などほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害を補償します。

- この保険の対象とならない貨物、補償の範囲が制限される貨物がございます。詳しくは5、6ページをご覧ください。

各種費用も補償

臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金に加えて、検査費用・再梱包費用保険金をお支払いします。



不特定保管場所・不特定加工工場も補償

保険証券上に不特定保管場所・不特定加工工場を補償する旨の記載がある場合は、不特定保管場所・不特定加工工場における事故についても補償します。

- 年間通算支払限度額(てん補限度額)を別途設定させていただきます。
- 詳しくは8ページをご覧ください。

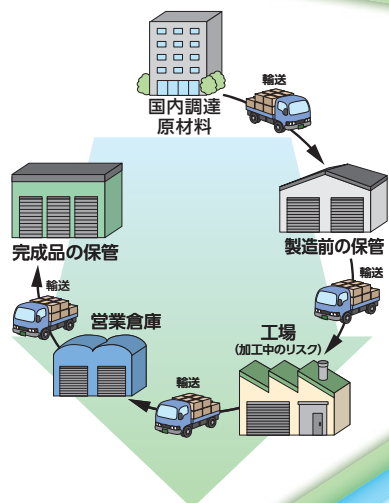
事故防止で保険料削減

過去の保険金のお支払状況によって、次年度の保険料率が増減します。



この保 特

製品・半製品などをオール・リスクで補償します。 充実しています。



毎月の輸送額・在庫額の通知は
不要(確定保険料方式の場合)



複雑な物流形態を通知なしで補償し
ます。

●詳しくは8ページをご覧ください。

保険の 長



加工中の事故も補償

日本国内であれば、輸送中・保管
中・自社工場での加工中はもち
ろん、委託加工工場での加工中
も補償します。

ご希望により
セット

支払限度額(てん補限度額)は
輸送中・保管中・加工中とも自動復元

加工作業における加工ミス
等による損害を補償します。

支払限度額(てん補限度額)を限度として、実
際の損害額をお支払いします。

保険金をお支払いした場合でも、支払限度額
は減額されません。

●不特定保管場所・不特定加工工場は除きます。

補償内容

基本補償

■ 貨物に生じた損害

日本国内での輸送中・保管中・加工中におけるほとんどすべての偶然な事故により貨物に生じた損害に

◆ 輸送中の損害

輸送終了後の貨物のすえつけ作業または検収作業が行われている間についても30日間を限度に補償します。

■ 輸送用具の衝突



■ 破損・まがり・へこみ



■ 盗難・紛失



など

■ 上記損害に付随する費用損害(自動セット)




残存物取片付け費用

臨時費用

各種オプション

オプションをセットする場合は、追加保険料をお支払いいただきます。

ご希望に応じて、さまざまな補償を追加することができます。

	補償内容の概要	支払限度額(てん補限度額)
急送・回収費用	貨物自体の損害、誤配送* ¹ 、積忘れ、荷卸し忘れにより追加で発生する本来の仕向地への急送費用(航空機輸送を含みます。)および回収費用を補償します。 	1事故につき300万円を限度とします。
修理費用超過補償	貨物が中古貨物で実際に修理をし、その修理費用が貨物の時価額を上回る場合に、修理費用を補償します。 	時価額の150%もしくは、基本補償の支払限度額のいずれか低い額を限度とします。
冷蔵ワイド補償(過失)	基本補償の温度変化による損害に加え、輸送中における貴社および貨物の取扱いに従事する方の過失によって生じた温度変化による損害も補償します。 	1事故につき300万円を限度とします。

ご希望に応じて最適な保険提案をさせていただきます。

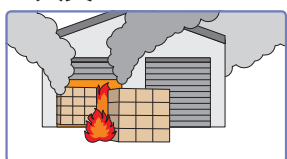


ご参考 保険設計をさらにシンプルにした商品である「物流総合保険

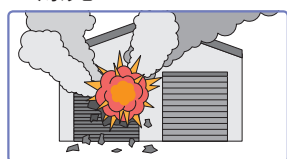
対して保険金をお支払いします。

◆保管中・加工中の損害

■火災



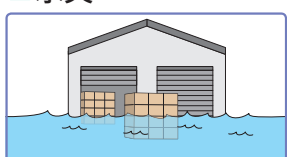
■爆発



■風災



■水災



■破損・まがり・へこみ



■盗難



など

検査費用・再梱包費用

*詳細は5ページをご覧ください。

	補償内容の概要	支払限度額(てん補限度額)
冷蔵ワイド補償 (停電)	基本補償の温度変化による損害に加え、偶然な事由による電力の停止または電流・電圧の異常な供給によって生じた温度変化による損害も補償します。	1事故、保険期間通算で300万円を限度とします。
加工作業 段階補償	各種加工作業 ^{※2} 上の過失または欠陥、および各種加工作業に関連して生じた汚損・擦損等による損害を補償します。	自己負担額(免責金額)として5万円を差し引き、1事故、保険期間通算で300万円を限度とします。
貨物賠償責任	貴社に所有権のない受託加工品や預かり原材料等、貴社が管理する貨物が損害を受けたことにより、賠償責任を負担することによる損害を補償します。	基本補償の支払限度額とします。

※1 誤配送とは、被保険者および委託した運送人等の過失により、その貨物が輸送開始時の仕向地とは異なる地に向けて配送されている、もしくは配送された状態をいいます。
 ※2 建物・構内の移動中は含みません。

オプションの詳細は7ページへ!!

よろしければヒアリングシートに必要事項をご記入ください。

シンプルガード」もございます。 *詳細は物流総合保険シンプルガードのちらしをご覧ください。

補償内容の詳細

基本補償でお支払いする主な保険金

お支払いする保険金	主な補償内容
貨物の損害 に対する 保険金 	日本国内での輸送中・保管中・加工中などにおけるほとんどすべての偶然な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
損害防止 費用等 	次の費用について、保険金をお支払いします。 ・損害防止義務を履行するために必要または有益な費用 ・訴訟、仲裁、調停または和解のために、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出した費用 ・損保ジャパン日本興亜が直接損害賠償請求の解決にあたった場合に被保険者が協力のために支出した費用 など
残存物 取片付け 費用保険金 	貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生した場合に、残存物の取片付けに実際に要した費用をお支払いします。残存物取片付け費用とは、残存物の取片付けに際し、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出された取り壊し費用、取片付け清掃費用、継搬費用および廃棄費用をいいます。 ○支払限度額：1事故につき300万円を限度とします。
臨時費用 保険金 	貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生した場合に、臨時費用保険金をお支払いします。 ○支払限度額：1事故につき、貨物の損害に対して支払われる保険金の10%もしくは200万円のいずれか低い額を限度とします。
検査費用・再梱 包費用保険金 	次の費用について、保険金をお支払いします。 ・貨物に損害が発生しているかを検査する場合に、検査・仕分・再梱包に実際に要した検査費用 ・貨物の外装に損害が発生した場合に、貨物の損害の有無にかかわらず、再梱包に実際に要した再梱包費用 ○支払限度額：1事故につきそれぞれ300万円を限度とします。

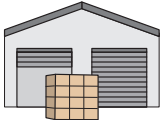



保険の対象とならない貨物

次に掲げる貨物はこの保険の対象となりません。

- 貨紙幣類(金・銀・白金の地金等を含みます。)・有価証券(手形・株券等)、宝石、貴金属、美術品、工芸品、骨董品、1点あたり50万円以上の毛皮製品・高級呉服
- 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含みます。)
- 受託貨物・預かり品
- 什器(通い箱を含みます。）・備品、個人の家財、レンタル用品等(リース・デモ品等貸出し中の商品も含みます。)、借用品
- 輸出の目的をもって輸出本船または航空機に積み込まれた以降の貨物

補償の範囲が制限される貨物

次に掲げる貨物は補償の範囲が制限されます。

貨物	補償の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ● 野積み貨物^{※1} ● 被覆の完全でない輸送用具に積まれている間の貨物 	<p>火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆などによって生じた損害にかぎり保険金をお支払いします。(以下、「特定危険担保条件」といいます。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● ばら積み貨物^{※2} 	<p>次の損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 特定危険担保条件、盗難および輸送用具1台ごとの不着による損害</p> <p>(2) 「ばら積み貨物」のうち輸送用具から荷受人への引渡しガタンクへの注入によって行われる貨物については、貨物の荷受人への引渡しが不適當なタンクへの注入によって生じた、その貨物自体の損害と不適當なタンクにある貨物自体の損害、もしくは、適當なタンクにある貨物と異なる種類の貨物を誤って輸送し、適當なタンクに注入したことによって生じた、その貨物自体の損害と適當なタンクにある貨物自体の損害</p> <p>(3) 貨物の積み込み、荷卸しまたは積替えのために使用されているパイプ・ラインからの漏出(そのパイプ・ラインから他のパイプ・ラインへの流出を含みます。)によって生じた、その貨物自体の損害</p> <p>(4) 輸送用具・輸送用具に付属する収容設備の破損によって生じた、その貨物自体の損害</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 生動物 	<p>特定危険担保条件によって生じた1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支払いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物 ● 定温管理されている貨物 	<p>温度変化によって生じた損害については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、次の事由によって生じた温度の変化による損害に対しては保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 冷凍・冷蔵・定温管理のために使用されている機械・装置の破損・故障(保険証券に温度変化が特定の時間以上継続した場合にかぎる旨の記載がある場合は、それにしたがいします。)</p> <p>(2) 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・定温管理する収容設備またはコンテナ((1)の機械・装置を除きます。)の破損・故障</p> <p>(3) 火災、破裂または爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州</p>

※1「野積み貨物」とは、屋根または壁のすべてもしくは一部がない場所(基礎のない仮設テント、軒下や荷役に使用されているプラットホームなどの作業場を含みます。)に置かれている保管中・加工中の貨物をいいます。

ただし、金属製もしくはFRP製の密閉式コンテナ詰め貨物、配置換え・輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造りなど慣習的に行われる構内における作業のための仮置中の貨物を除きます。

※2「ばら積み貨物」とは、液状、粉状、粒状などの形状で、梱包されずに保管される貨物や、梱包されずに輸送用具にそのまま積載される貨物をいい、タンク入り貨物を含みます。

各種オプションについて

オプション	主な補償内容
<p>急送・回収費用 (誤配送等を含みます。)</p> 	<p>保険金が支払われる損害が発生したこと、および貨物の誤配送^{※1}、積忘れもしくは荷卸し忘れが生じたことにより負担した、次の費用に対して保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物またはその代替品について、発送地から輸送開始時の仕向地(どちらも日本国内にかぎりませす。)まで継搬または急送(航空便輸送を含みます。)するための費用 ・貨物について、損害の発生した地もしくは損害の発生した結果として貨物が存在する地(どちらも日本国内にかぎりませす。)から発送地まで回収するための費用 <p>○支払限度額: 1事故につき300万円を限度とします。</p>
<p>修理費用超過補償</p> 	<p>貨物が中古貨物で、損害が発生し実際に修理され、その修理費用が貨物の時価額を超過した場合、時価額の150%を限度に実際に要した修理費用に対して保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、基本補償の支払限度額を限度とします。</p>
<p>温度変化による損害</p> 	<p>①冷蔵貨物ワイド補償特別約款(過失担保) 冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・定温管理される貨物の補償内容^{※2}に加えて、被保険者、被保険者の使用人、および貨物の取扱いに従事する方の過失(重過失を含みます。)に起因する温度変化による損害についても保険金をお支払いします。ただし、保管中・加工中の過失によって生じた損害を除きます。</p> <p>○支払限度額: 過失による損害は1事故につき、基本補償の支払限度額もしくは300万円のいずれか低い額を限度とします。</p> <p>②冷蔵貨物ワイド補償特別約款(停電等担保) 冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・定温管理される貨物の補償内容^{※2}に加えて、電力の停止または電流・電圧の異常な供給に起因する温度変化による損害についても保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ通知されていた場合(計画停電等を含みます。)等に起因して生じた損害を除きます。</p> <p>○支払限度額: 停電等による損害は1事故につき、基本補償の支払限度額もしくは300万円のいずれか低い額を限度とし、保険期間通算で300万円を超えないものとします。</p>
<p>加工作業段階補償</p> 	<p>各種加工作業^{※3}上の過失または欠陥による損害、各種加工作業に関連して生じた汚損・擦損およびかき損について保険金をお支払いします。</p> <p>○自己負担額: 1事故につき5万円 ○支払限度額: 自己負担額適用後、1事故につき300万円もしくは物損害保険金と合算して基本補償の支払限度額のいずれか低い額を限度とし、保険期間通算で300万円を超えないものとします。</p>
<p>貨物賠償責任</p> 	<p>貴社に所有権のない受託加工品や預かり原材料等、貴社が管理する貨物が損害を受けたことにより、貨物の所有者に対する法律上・契約上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、基本補償の支払限度額とします。</p>

※1 誤配送とは、被保険者および委託した運送人等の過失によりその貨物が輸送開始時の仕向地とは異なる地に向けて配送されている、もしくは配送された状態をいいます。

※2 詳しくは6ページ「補償の範囲が制限される貨物」の「冷凍・冷蔵・保冷状態の貨物・定温管理される貨物」の補償の範囲をご覧ください。

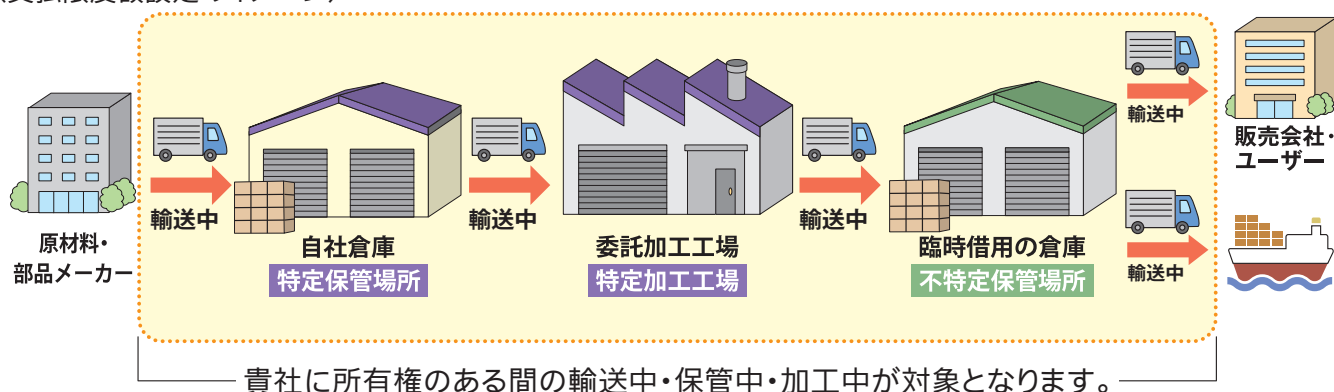
※3 建物・構内の移動中を含みませす。

支払限度額(てん補限度額)

輸送中、保管中・加工中について、それぞれの支払限度額(てん補限度額)を設定いただきます。

なお、設定金額によってはお引受けできない場合があります。

〈支払限度額設定のイメージ〉



輸送中※1	輸送用具1台ごとの最大積載額に基づき、1回の保険事故の支払限度額を設定してください。※2
特定保管場所 ・ 特定加工工場	特定保管場所・特定加工工場1か所ごとの最大在庫額に基づき、1回の保険事故の支払限度額を設定してください。
不特定保管場所 ・ 不特定加工工場	1回の保険事故の支払限度額は、5,000万円以内で設定します。 年間通算支払限度額は、各特定保管場所・特定加工工場の支払限度額の合計額の1/10もしくは、5,000万円のいずれか高い方の金額で設定します。 ただし、特定保管場所・特定加工工場を設定しない場合は、1回の保険事故および年間通算支払限度額はいずれも5,000万円以内で設定します。

※1 輸出貨物の港頭倉庫での仮置き中は輸送中に含まれます。また、輸出本船または航空機への積み込みまでとします。

※2 輸出貨物が港頭倉庫での仮置きで集積する場合や、輸送用具が複数台連続して輸送する場合を想定し、適切に設定してください。

保険価額

- 保険価額は、損害額を算出する際の基準となる金額です。輸送中・保管中・加工中・加工作業段階・搬入作業段階ごとに仕切状面価額や帳簿価額などに基づき設定してください。
- 保険金額は保険価額と同額とします。

ご契約の方式

確定保険料方式

確定保険料方式とは、保険契約締結時に算出した保険料を年間保険料とする方式です。よって、保険期間終了後の保険料の精算は不要となります。

前年度年間売上高、もしくは年間輸送額、および設定いただいた支払限度額(てん補限度額)に基づき保険料を算出する場合、確定保険料方式でのご契約が可能です。



● 保険期間終了後に保険料の精算をしていただく、暫定保険料・確定保険料精算方式でのご契約も可能です。暫定保険料・確定保険料精算方式の場合は、毎月の輸送額等を保険証券記載の通知日までに通知していただき、保険期間終了後に通知していただいた輸送額などの確定金額に基づき算出した保険料との差額を精算させていただきます(特約でこれと異なる定めがある場合は、特約の定めにしたがいます。)

● 詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは「運送保険普通保険約款」、「物流総合保険特別約款」、その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ 貨物に生じた損害

1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失(貨物の輸送に従事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合には、これらの者の故意)
- (2) 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3) 荷造りの不完全
- (4) 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5) 運送の遅延
- (6) 戦争、内乱その他の変乱
- (7) 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (8) 公権力によると否とを問わず、捕獲、逮捕、抑留または押収
- (9) 検疫、(8)以外の公権力による処分
- (10) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (11) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (12) 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)

2. 次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 間接損害(ただし、損害防止費用など一部の費用を除きます。)
- (2) 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (3) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器に起因する損害
- (4) 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動に起因する損害
- (5) 棚卸しの際に発見された数量の不足
- (6) 保管中・加工中の紛失、その他原因不明の数量の不足

3. 加工作業段階にある貨物につき、次の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 各種機械または設備の破損、故障または停止による損害(ただし、その破損、故障または停止が偶然かつ外来的な原因により発生した場合を除きます。)
 - (2) 各種加工作業*上の過失または欠陥による損害
 - (3) 各種加工作業*上に関連して生じた汚損・擦損およびかぎ損
 - (4) 電力の停止または電流・電圧の異常な供給による損害
- *ただし、(1)に定める破損、故障または停止、(2)に定める過失または欠陥、(4)に定める電力の停止または電流・電圧の異常な供給による損害により火災または爆発が生じた場合における当該火災または爆発により生じた損害を除きます。
- ※建物・構内の移動中には含みません。

4. 小売のための店頭在庫については、次の損害に対して保険金をお支払いできません。

- (1) 万引きによる数量不足
- (2) 棚卸しの際に発見された数量の不足
- (3) 紛失、その他原因不明の数量の不足

など

■ 各種費用損害

次の費用に対しては、保険金をお支払いできません。

1. 残存物取片付け費用

公道を除く土壌、大気、水路、海、川、湖沼からの除去費用、洗浄費用、清掃費用、搬出費用、廃棄費用

2. 急送・回収費用(誤配送*等を含みます。)**【ご希望によりセット】**

- (1) 納期遅延を原因とする違約金や逸失利益等の間接損害
- (2) 誤配送された地が日本国外であった場合に発生した、その地からの急送・回収費用

※誤配送とは、被保険者および委託した運送人等の過失によりその貨物が輸送開始時の仕向地とは異なる地に向けて配送されている、もしくは配送された状態をいいます。

*詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

1 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

2 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

3 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

4 クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

5 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

※保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その発生を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

(2) 次のような場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができなくなります。なおご契約者名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特別約款」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

前項②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

4 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。なお、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

2 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行います。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

5 外貨建保険契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

6 暫定保険料・確定保険料精算方式の場合

暫定保険料・確定保険料精算方式の保険料につきましては、契約締結時に対象となる期間中の売上高、輸送額等の見込みに基づき計算した暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後にそれらの実績値に基づき計算した確定保険料との差額を精算します(特約でこれと異なる定めがある場合は、特約の定めにしたがいます。)

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sjnk.co.jp/>

【受付時間】

0120-888-089

平日：午前9時～午後8時 おかけ間違いにご注意ください。

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 (通話料有料)

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「運送保険普通保険約款」または「物流総合保険特別約款」、その他の適用される特別約款等および「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先

物流総合保険 ヒアリングシート

記入日：20 年 月 日

1. 貴社について

貴社名： _____

本社所在地： _____

前年度年間売上高： _____ 千円 年間輸送額： _____ 千円

2. 保険の対象となる主な貨物

貨物の名称： _____ 新品 中古貨物の詳細： ホームページに商品情報を掲載しています。 パンフレット等の資料を添付します。梱包・積付状況： _____
段ボール 木箱 袋詰め 裸荷 その他 (_____)1 梱包あたりの価格： _____
平均： _____ 千円程度 最高： _____ 千円程度冷凍・冷蔵・保冷状態、定温管理されている貨物のお取り扱いはございますか？ はい いいえ中古貨物のお取り扱いはございますか？ はい いいえ

*パンフレット記載の「各種オプション」をご覧ください。

「保険の対象とならない貨物」および「補償の範囲が制限される貨物」のお取り扱いはございますか？ はい いいえ

*パンフレット記載の「保険の対象とならない貨物」および「補償の範囲が制限される貨物」をご覧ください。

3. 輸送中

輸送区間： 日本国内各地相互間 同一都道府県内 その他(例：関東一円) _____)輸送形態： 自社輸送 運送業者へ委託(委託先運送会社： _____)1 輸送あたりの積載額 _____
平均： _____ 千円程度 最高： _____ 千円程度

4. 保管中・加工中

①特定保管場所・特定加工工場

	名称	所在地 (市区町村まで)	支払限度額 (百万円)	最高在庫高 (百万円)	火災危険 担保/不担保	構造 級別
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

②不特定保管場所・不特定加工工場

上記①以外に、不定期に使用する保管場所・加工工場はございますか？ はい いいえ

「はい」の場合、1か所あたりの最高在庫高はいくらですか？ _____ 百万円

*パンフレット記載の「支払限度額(てん補限度額)」をご覧ください。

5. 現在のご契約内容

現在、対象の貨物にかかわる保険にご加入されていますか？ はい いいえ

「はい」の場合、よろしければ保険証券の写しをご提出ください。または、その契約内容をご記入ください。

現在ご契約の保険会社	
保険種類	
輸送中の1事故支払限度額	千円
自己負担額	千円
年間保険料	円
特別約款など	

6. 過去の保険料・保険金・事故内容

過去に事故がある場合は、具体的な事故内容をご記入ください。

年 度	保険料 (千円)	保険金 (千円)	事故内容詳細
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
合計			

7. その他

ご要望事項等があればご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

<お問い合わせ先>

--